

法定書類閲覧謄写等取扱要領

イーレックス株式会社

(平成29年10月13日)

第1条(目的)

当社における法定備置書類の閲覧もしくは謄写、または謄本もしくは抄本の交付を請求するときは、この要領の定めるところによる。

第2条(手続)

法定備置書類の閲覧もしくは謄写を行い、または謄本もしくは抄本の交付を受けようとする者は、当社所定の「法定書類 閲覧・謄写・謄抄本交付請求書」又は「株主名簿閲覧・謄写請求書」(以下併せて「請求書」という。)に記入して署名または記名押印のうえ、請求しなければならない。

- 2 前項の請求を行う者が株主であるときは、個別株主通知(社債、株式等の振替に関する法律第154条第3項に定める通知をいう。)の申出をしたうえ、請求書に個別株主通知の受付票を添付し、かつ株主本人であることを証明する書類を添付または提供しなければならない。なお当該請求は当社に個別株主通知が到達した日から4週間以内になされたものでない場合には、当社は当該請求を拒否することができる。
- 3 当社が、情報提供請求(社債、株式等の振替に関する法律第277条に定める請求をいう。)によって第1項の請求をした者が権利を有する株主であることを確認するときは、確認手続きを終えるまで閲覧もしくは謄写を行いまたは謄本もしくは抄本の交付を受けることができないものとする。
- 4 第1項の請求を行う者が債権者であるときは、請求書に債権者であることを証明する書類を添付し、かつ債権者本人であることを証明する書類を添付または提供しなければならない。
- 5 当社は、第1項の請求をした者が代理人を通じて同項の請求をしたときは、代理人本人に対し、証明資料等の提出を求めることができるものとする。

第3条(実費請求)

謄写または謄本もしくは抄本の交付については、以下に定める実費および消費税を申し受けるものとする。

- ①謄写 2円/枚 謄本・抄本 3円/枚
- ②郵送料 郵便料金の実費
- ③消費税 請求ごとの合計費用に消費税率を乗じて円未満を切り捨てる。

第4条(閲覧・謄写書類)

当社の株主または債権者の閲覧等請求権者は、営業時間内に所定の手続きを行うことにより会社指定の場所にて株主名簿を閲覧または謄写することができる。ただし、法定の拒否事由に該当する場合は、これを拒否することができる。

- 2 当社の株主または債権者の閲覧等請求権者は、会社法に定める閲覧謄写の期間内に限り営業時間内に所定の手続きを行うことにより会社指定の場所にて下記書類を閲覧または謄写することができる。ただし、その請求の目的が正当の事由に該当しない場合は、会社は拒否することができる。

- (1) 株主総会議事録
- (2) 議決権行使書面
- 3 当社の株主または債権者の閲覧等請求権者は、会社法に定める要件を満たした場合に限り、裁判所の許可を得て会社指定の場所にて下記書類を閲覧または謄写することができる。
 - (1) 取締役会議事録
 - (2) 監査役会議事録
- 4 当社の株主または債権者の閲覧等請求権者は、前項に定める閲覧または謄写にあたり、裁判所が作成した許可決定の謄本を、請求書に添付しなければならない。

第5条(閲覧・謄抄本交付書類)

当社の株主または債権者の閲覧等請求権者は、営業時間内に所定の手続きを行うことにより、下記書類の閲覧、または有料にて謄本もしくは抄本の交付を求めることができる。

- (1) 定款
- (2) 株式取扱規程
- 2 当社の株主または債権者の閲覧等請求権者は、会社法に定める閲覧等の期間内に限り、当社の営業時間内に所定の手続きを行うことにより下記書類を会社指定の場所にて閲覧、または有料にて謄本もしくは抄本の交付を求めることができる。
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 事業報告
 - (4) 株主資本等変動計算書
 - (5) 注記表
 - (6) 附属明細書
 - (7) 監査役会の監査報告書
 - (8) 会計監査人の監査報告書

第6条(その他)

この要領に定める閲覧・謄写等は、当社が指定する場所にて行なうものとし、当社の株主または債権者の閲覧等請求権者は、法定備置書類をそれ以外の場所へ持ち出すことはできない。また当社は、当該閲覧・謄写等に際し、社員等、当社が指定する者を複数名同席させることができる。

- 2 この要領に定めのない事項については、会社法その他の法令または当社株式取扱規則等の当社規程による。

以上